

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷四十四第

行發日一月三年二十和昭

## 論叢

賣上税の課税方法

法學博士 神戸正雄

國民生命史觀

經濟學博士 石川興二

貸借對照表の問題

經濟學博士 蜷川虎三

## 時論

輸入統制の目的

經濟學博士 谷口吉彦

## 研究

國際的再保險と爲替相場の變動

經濟學士 佐波宣平

シユラーの保護貿易論

經濟學士 岡倉伯士

ミッダルの貨幣論について

經濟學士 服部新一

## 說苑

土地利用組合に關する一資料

經濟學博士 八木芳之助

スタハノフ運動

經濟學士 大塚一朗

農民の税外負擔

經濟學士 柏井象雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## シユラーの保護貿易論

——經濟的保護貿易論の一形態——

岡倉伯士

自由貿易論は假令その説明の方法に於てはそれ／＼の論者によつて相違してゐるとは言へ、その基礎的なる理論的命題および政策的價值觀點に於ては、諸税はほゞ統一的である。これに反し保護貿易論に關する諸論は、極めて雑多な體系と内容とを有してゐる。従つて保護貿易論の明確なるカテゴリーを設定し、それ／＼を一つの纏まれる體系として把握することは困難である。けれども大體に於て、特定の保護貿易論が經濟的觀念即ち國民所得または社會生産物の増加と言ふ思想に立脚するか、あるひはそれ以外の政治的、文化的價值判斷に立脚するか従つて經濟的保護貿易論と經濟外的保護貿易論とを區別することが出来る。<sup>1)</sup>

經濟的保護貿易論についてもまた種々の觀點から様々の分類が可能であるが、こゝではたゞその一形態たるシユラーの保護貿易論の特徴を指摘するに必要な限度に止めて置く。

先づ特定の議論が如何なる説明方法を採用してゐるかによつて、一方には靜態論的保護貿易論と動態論的保護貿易論——例へば靜態に於ける供給の弾力性に論據する議論と工業の技術的發展による生産力の増大に論據する議論——が區別せられ、他方には均衡論的保護貿易論と摩擦論(Frictionsargument)的保護貿易論即ち均衡からの偏

1) 例へば K. Oldenberg; Deutschland als Industriestaat; Hildebrand; Die Erschütterung der Industrieherrschaft, A. Wagner; Agrar-und Industriestaat; Pohle; Deutschland am Scheideweg に於ける保護思想は經濟外的價值判斷を多く含んでゐる。

2) Haberler; Der Internationale Handel S. 176 ff.

倚の状態を對象とする議論(ケインズ)とが區別せられる。

また保護政策の必要を一國民經濟全體について認めるか、特定の生産部門あるひは特定の商品に限つてのみ認めるかに應じて、一般的保護貿易論と部分的保護貿易論とが分たれうる。例へば外國の一般的關稅引上げに報復する意味に於て自國の關稅の一般的引上げを要求するならば前者であり、『生産手段輸出の危險』<sup>3)</sup>即ち生産手段の輸出は相手國の生産力を増大せしめ、引いては自國の販賣市場を縮少すると言ふ論據に立つて生産手段の輸出を制限または禁止するならば後者である。

いま右の形態分類に従つてシュラーの保護貿易論の特徴を指摘するならば、彼に於ては經濟的進歩または變動の状態は取扱はれないから、それは靜態論的であり、また彼はその理論を展開するに當り、部分均衡の方法を用ひてゐるから、それは均衡論的である。更に彼の議論に於ては特定の商品すなはち供給の弾力性の大なる商品、従つて彼の所謂『生産費差異』の小なる商品に於ける保護政策の有利性が強調されるから、それは部分的保護貿易論である。而して一般に供給の弾力性の大なる商品は工業生産物である點から見れば、彼の主張は實質に於て工業保護論であると見做され、また當時(一九〇五年)の獨逸の時代的背景よりすれば、彼の意識すると否とに拘らず、その結果に於てはカルテル關稅辯護論であつたと言ふことが出来る。

## 二、

シュラーの保護貿易論に於ては『生産費差異』(Die Verschiedenheit der Produktkosten)なる概念がその議論の基調を成してゐる。それ故に吾々は先づ彼の言ふ『生産費差異』の意味から出發せねばならない。

3) Oldenberg; a. a. O.; 抽稿 生産手段輸出の國民經濟的可否について(雜誌工業所載)

4) Schüller; Sutzoll und Freihandel (1905)

傳統的貿易理論に於ては生産費差異と生産優越性とは同義語として理解せられてゐる。即ちある一國の他の一國に對する特定の財貨の生産優越性は、兩國に於けるその財貨の生産費の差異によつて決定せられるものと考へられてゐる。言ふまでもなくこの場合には同一商品の二國に於ける生産費の差異、より正確に言へば、同一商品の一定量を生産する場合の一國の生産費と他國の生産費との比較が問題である。

けれどもシュラーの言ふ『生産費差異』とは異なる二國に於ける一定商品の生産費の差異ではなくして、同一國内に於ける一定商品の生産費の差異である。より詳細に言へば、一國において特定商品の生産を一定量増加する場合に見られる生産増加前の限界生産費と生産増加後の限界生産費との差異である。このことは一生産部門が多數の經營から成り且つそれ等の經營がそれ／＼異なる條件の下にあることを必要な前提とする。かゝる前提にある限り、その生産部門内に『不均等なる生産費を持つた經營が連續的に並存する』こととなり、生産の増加は常に限界生産費を上昇せしめ、従つて『生産費差異』を生ずることは明白である。<sup>6)</sup>

この意味に於ける生産費差異の程度は國によつて異なるのみならず、同一の國內に於ても商品の異なるに従つて異らねばならない。何となれば一面に於て生産費差異を生ぜしめる基礎的條件すなはち土地・勞力及び資本條件は國の異なるに従つて異り、他面に於てこの基礎的條件の作用する程度は個々の商品に於て異なるからである。土地・勞力及び資本條件が國によつて異り、従つて生産費差異の程度が國によつて異なることは改めて説明するまでもない。生産費差異を生ぜしめる基礎的條件が個々の商品の生産において異なる程度に作用すると言ふことは、ある商品の生産は特殊性及び限定性の大なる生産手段(土地・實的勞働)を多く必要とし、他の商品の生産はその小なる

5) Schüller; a. a. O. S. 17

6) この場合個々の經營の個別生産費曲線はたとへ遞降的であつても、その生産部門全體の靜的供給曲線は遞昇的な形をとる。高田教授：新講。第2卷80頁以下參照。

生産手段を多く必要とする事實を意味する。<sup>7)</sup>

一商品の生産が特殊的生産手段を必要とする程度が大であればあるほど、生産費の平準化は困難である。かゝる部門に於ける一定量の生産増加は段階的に著しく劣等なる生産条件を導き入れることによつてのみ可能である。従つてかゝる部門においては生産費差異は大である。これに反し特殊性の小なる、従つて平準化の容易なる資本及び信用關係が大なる役割を占むる部門に於ては、一定量の生産増加に伴ふ限界生産費の上昇の程度は小である。従つてかゝる部門に於ては生産費差異は小である。『生産費差異が大であることは、必要な生産が………段階的に著しく劣等なる生産条件を動員することによつて始めて満足されることを意味する。それ故に生産の擴張は劣等なる条件への比較的速やかな移り、即ち最大費用(限界費用)のより強き上昇に於て行はれる。差異の小なる場合はその反対である。』

この理由から吾々は、特殊性の最も大なる土地がその生産に於て最も大なる役割を占むる原始生産部門の生産費差異は最も著しく、また質的労働を多く必要とする手工業生産部門に於ても同様の傾向が存在することを推察することが出来る。

以上によつてシュラーの言ふ生産費差異の意味及び内容が明らかにせられ、それが生産優越性または生産優位とは別個の概念あることが知られた。生産優越性とは一國が一定商品の一定量を他國よりもより低き生産費で生産しうることを、あるひは同一の費用でより多量を生産しうることを意味する。けれどもこゝに注意すべきことは生産優越性即ち生産条件の優越性は直ちに現實の輸出を説明するものではないことである。何となれば現實の輸出は生産条件のみならず、その國の需要状態にも依存するからである。例へばA國がB國に對し生産優越性を有し、同一の價格に於てより多量の一定商品を生産しうるとしても、若し反面においてA國のその價格に於ける國內需要が極めて大であり、B國のその價格に於ける國內需要が極めて小である場合には、需要

7) Schüller; a. a. O. S. 48.

8) Schüller; a. a. O. S. 55 シュラーのこの命題から吾々は彼の言ふ生産費差異が $\frac{\Delta P}{\Delta q}$ (費用分配 Costgradient)であることを知る。またそれが供給の弾力性が $\left(\frac{P}{q} \cdot \frac{\Delta q}{\Delta P}\right)$ と逆の関係にあることも明白である。

供給法則の作用によつてB國の國內価格はA國のそれよりも低い點に定まり、かくて當該商品はA國からB國へではなく、逆にB國からA國へ輸出せられる。それ故に現實の輸出は兩國の市場價格の差異に依存することが知られる。<sup>9)</sup>

三、

一商品の市場價格が一國に於て他國に於けるよりも高い場合に、その商品はその國に輸入される。こゝで第一の問題はこの一商品の輸入は輸入國の生産に如何なる作用を及ぼすかと言ふことである。

安い外國商品が輸入せられるときは、輸入國においては限界經營が排除せられ、國內價格が低下し、その部門の生産が減退する。普通にこの過程を「外國の競争による國內生産の壓迫」と言ふ。國內生産の壓迫は(1)國內生産の部分的壓迫と(2)その全面的壓迫の二つに區別せられる。

一商品の輸入國に於ける均衡價格が落付くべき費用即ち最大費用(限界生産費)を以て行はれる生産は輸入國生産の單なる一部分であり、爾餘の生産は輸出國に於ける最劣等經營の生産費と同一またはそれ以下の生産費を以て行はれうる。従つて『この國內生産層は外國の最大費用に相應する價格の下に於ては、外國の經營と同様にその存立を保つことが出来る』<sup>10)</sup> 加之輸出國に於ては、輸出に伴ふ生産増加によつてその限界生産費が上昇し、輸入國に於てはそれが低下する。このことから輸入國の一部の生産は自由貿易の下に成立する國際價格よりも低い生産費で行なはれうることを、従つて輸入による輸入國生産の壓迫が部分的に行はれることが説明せられる。

これに反し、輸入國に於ける輸入財生産部門の最低生産費(最も優良な經營の生産費)が自由貿易の下に成立する國際價格よりも高い場合、換言すれば國際價格が輸入國の最低生産費以下に低下する場合には輸入國の當該生産部門は全面的に壓迫せられる。

9) Schüller; a. a. O. S. 65.

10) Schüller; a. a. O. S. 69 外國が輸出のために負擔すべき運賃その他の餘分の費用を顧慮すれば國內經營の存立の可能性はそれだけ強められる。

外國の競争による國內生産の壓迫が部分的であるにせよ、全面的であるにせよ、それによつて當該商品の國內生産がそれだけ減退することは否みえない。問題はこの生産減退が同時に輸入國總生産の減退を意味するか否かである。

周知の如く、自由貿易論者の主張によれば自由なる輸入は決して輸入國の總生産を減少せしめるものではなくして、寧ろ相對的に不利な生産から相對的に有利な生産への生産轉換によつてその國の總生産を増加せしめると言ふ。けれどもシュラーに従へば、この命題は(一)生産要素の一生産部門から他の生産部門への移動が何等の摩擦なしに行はれること、(二)生産要素の量が與へられたる大いさであり、それが常に完全に利用せられることを前提してのみ許される。先づ第一に輸入によりて壓迫せられたる生産部門から相對的に良好なる條件の存在する他の生産部門への生産要素の移動は一部分(土地)は全く不可能であり、他の一部分(輸入財生産部門の機械及び熟練労働者)はたゞ著しき損失の下に於てのみ可能である。……従つてこの面のみからしても自由貿易は國內總生産を著しく減少せしめる。<sup>11)</sup>』

第二に生産要素の存在量とその利用される程度、従つて生産量との間には必ずしも必然的關係が存在するものではなく、一國の生産手段は常に多かれ少なかれ休閒状態にある。彼の言ふところによれば、『事實に於て一國の生産諸力の利用せられる程度は極めて異つて居り、それは完全には利用せられない。經濟的自然力——肥沃なる土地、炭層、鑛石層、鑛油層、水力——は最も嚴密に限定せられてゐる生産要素であるにもかゝらず、それは如何なる國に於ても完全に利用されては居らずして、それを必要とする生産部門の擴張のために利用せられる』

のである。<sup>12)</sup> 更にまた一工場が一定の資本を代表するにしても、その工場の操業度が異なるに應じて等しき量の生産要素が異なる生産量を生産する。この場合には「資本は機械的に見れば何等變化してゐないが、經濟的には減少してゐるのである。」<sup>13)</sup>

而して關稅は一面において、自由貿易の下に於て生ずる生産轉換に伴ふ摩擦損失を防止しうるのみならず、他面に於て、休閒生産手段 (Die brachliegende Produktionsmittel) を生産過程に導き入れることによつて積極的に國民總生産を増加せしめる。

從來輸入の増加は貨幣機構の迂路を通じて輸出の増進を結果すると主張され來つた。けれどもシュラーによれば、輸出増加と國內生産増加とは必然的に聯關するものではなく、輸出は國內生産が停滯あるひは減少せる場合ですら、國內消費の同時的な減少によつて増加し得うるものである。例へば國內のある工業が外國の競争によつて壓迫せられる場合には、その工業の原料に對する需要が減少し、惹いてはその原料の價格が低落することによつて原料の輸出が増加する。しかしこの輸出増加は需要の減少の結果であり、國民生産の増加とは無關係である。それ故に吾々は「商品の輸入増加は他の商品の自動的な輸出増加を結果する」と言ふ貿易均衡説の命題に立脚して、直ちに全體としての國內生産は輸入によつて減少しないと主張することは出來ない。<sup>14)</sup>

一商品の輸入が輸入國內の消費に及ぼす基本的な作用は、言ふまでもなく當該商品の價格の低下による消費者利益、より正確に言へば消費者の貨幣節約の増加である。この消費者の節約増加分は當該生産物への  $(q_2 - q_1)P_1$  分消費者の獲得増加額 (貨幣利益) である。<sup>15)</sup> 消費者はかかる額を自由なる輸入によつて利益する。けれどもシ

12) Schüller; a. a. O. S. 78.

13) Schüller; a. a. O. S. 82.

14) Schüller; a. a. O. S. 87.

15) Haberler はこの消費者利益 (または關稅による消費者損失) を  $(P_2 q_2 - P_1 q_1) + (q_1 - q_2) P_1$  で表はしてゐる。 $P_2, P_1; q_2, q_1$  はそれぞれ關稅賦課後及び賦課前の價格及び消費量である。Haberler; a. a. O. S. 187.

ユラーによればこの利益は、實は國民所得の分配の變化を意味するにすぎず、決して國民總所得の増加を物語るものではない。この場合には『國內購買者が節約しうる額だけ國內生産者が失ふのである。』<sup>16)</sup>

#### 四、

上述のごとく自由貿易は一方において輸入國の消費を利益し、他方においてその生産を阻害するのであるが、然らばこの利益および不利益の程度は何に依存するか。

現實の國際商品交通は兩國間の價格の差異に依存するものであるから、この價格の差異が大であればあるほど自由なる輸入が輸入國の生産および消費に益々大なる影響を及ぼすことは明らかである。而して他の事情が一定であるとすれば、その價格の差異は輸入國に對する輸出國の生産優越性によつて規定せられる。即ちこの意味に理解されたる外國の生産優越性が大であればあるほど、自由貿易は一面に於て國內生産を益々壓迫し、他面に於て國內消費を益々低廉化する。<sup>17)</sup> 『けれどもこの外國の生産優越性に基く作用は、自由貿易が輸入國に對して齎らす利益および不利益の相對的割合には一般に無關係であり、それは單に利益および不利益の絕對的大いさを變化せしめるだけである。何となれば『外國の供給價格が低ければ低いほど、従つて外國の優越性が大であればあるほど、一方において消費者利益が絕對的に増加するが、他方において同時に生産壓迫の絕對的大いさもまた増大するからである。』<sup>18)</sup>

しかしこの命題に對しては一の制限が附せられねばならない。外國の優越性が非常に大であり、従つて外國の供給價格が國內生産を全面的に壓迫するほど低い場合には、兩國間の價格の差異が如何に大であらうとも、それは國內生産に對して最早何等の不利益をも齎らさない。そこではたゞ『外國の優越性に比例して國內消費者の利益が増大するだけである。』<sup>19)</sup>

16) Schüller; a. a. O. S. 95.

17) Schüller; a. a. O. S. 98.

18) Schüller; a. a. O. S. 98.

19) Schüller; ebenda.

貿易が輸入國の生産および消費に及ぼす効果の大小は、外國の事情のみならず國內の事情にも依存する。而して當該商品の外國の需給状態および國內の需要状態が一定であるとすれば、外國の競争の作用は當該商品の國內に於ける生産費差異の大小によつて決定される。このことは生産費差異の意味から當然に結果する事柄がある。蓋し需要の弾力性が一定であるとすれば、消費者利益は價格低下の程度に相應し、同一程度の價格の下落は同一量の消費者利益を齎らすのであるが、他面において生産費差異が異れば、價格の同一程度の下落、従つて同一量の消費者利益に照應する輸入國生産の減退の程度が異り、従つて同一程度の利益に異なる程度の不利益が對應することとなるからである。それ故に『價格の低下の程度、従つて消費者利益は同一であつても、國內に於ける生産費差異が小であれば、この利益に對應する不利益は大であり、前者が大であれば後者は小である。』<sup>20)</sup>

シユラーは右の事情を次のごとき數例によつて説明してゐる。いま國內に於ては單位價格40、外國に於ては30でそれ〴〵需給が均衡する二種の商品を假定する。更にこの均衡價格に於ける兩商品の生産及び消費量が兩國に於て共に80であり、商品Ⅰに於ては、價格Ⅰの低下につれて生産物量Ⅰが減退し、商品Ⅱに於ては、價格Ⅰの低下につれて生産物量Ⅱが減少するものとする。換言すれば商品Ⅰの生産費差異は大であり、商品Ⅱのそれは小であるとす。しかるときは商品Ⅰ及びⅡに關する外國および國內の需給表は次の如くである。<sup>21)</sup>この場合に自由貿易が行はれれば、價格は共に35に定まり、この點に於て國際的需給が均衡する。兩商品の(イ)外國價格と國內價格との差は共に10であり、(ロ)その價格に於ける生産量は共に80である。従つてⅠ及びⅡ商品についての外國の優越性は等しい。それにもかゝらず自由貿易の結果として商品Ⅰに於ては僅かに數量 $\alpha$ 、商品Ⅱに於ては數量 $\beta$ だけ內國生産が減退する。それは商品Ⅰの生産費差異が商品Ⅱのそれに比して $\alpha$ 倍だけ大であることに原因する。生産減退の程度はかくのごとく異なるにもかゝらず、價格の低下、従つて消費低廉化の程度は $\alpha$ であり、それともなふ消費量増加は共に10である。従つて消費者利益は兩商品に於て等しい。

かくてシユラーに従へば外國の優越性は、特殊の場合を除いて一般的に言へば、輸入國の貿易による利益および不利益の絶對的

20) Schüller; a. a. O. S. 100.

21) Schüller; a. a. O. S. 101.

商 品 I			
外國の		國內の	
生産	消費	生産	消費
80	80	30	100
85	78	35	98
90	76	40	96
95	74	45	94
100	72	50	92
105	70	55	90
110	68	60	88
115	66	65	86
120	64	70	84
125	62	75	82
130	60	80	80

價格	商 品 I			
	外國の		國內の	
	生産	消費	生産	消費
30	80	80	70	100
31	81	78	71	98
32	82	76	72	96
33	83	74	73	94
34	84	72	74	92
35	85	70	75	90
36	86	66	76	88
37	87	66	77	86
38	88	64	78	84
39	89	62	79	82
40	90	60	80	80

大いさのみに關係し、その相對的割合には影響しない。これに反し國內の生産費差異は實に貿易の利益および不利益の相對的割合に影響するが故に、貿易利益の判斷にとつて決定的意義を持つものである。

### 五、

シュラーは以上の議論から保護貿易が正當付けられうる限度についての判斷を導き出すのであるが、その際彼は(一)國內に於て生産され得ざる輸入商品と、(二)國內に於ても生産され得る輸入商品とに分つて考察してゐる。

先づ第一に、氣候・地質等のために國內生産の不可能なる商品について言へば、その國際價格は専ら輸出國の生産状態と輸出入兩國の總需要とのみによつて決定せられ、國內生産は國際價格の決定機構に與らない。従つて價格が如何様に定まらうとも、それによつて國內生産は何の影響も受けない。すなはちこの場合に國際價格の變動によつて影響されるものは消費者利益のみであり、これに對應せらるべき生産者不利益は存在しない。それ故に『國內に於て生産され得ざる商品に於ては……自由貿易を阻害してはならない』<sup>22)</sup>のである。

けれども注目すべきことは、假令同一の商品は國內に於て生産されなくとも、それと代用關係にある商品(例へばオランダの代りに蜜柑)が生産される場合には、自由貿易の効果は一方的ではありえない。何となればこの場合には輸入商品は國內生産商品に對して一定の競争的地位に立ち、その自由なる輸入は國內生産商品を壓迫し、原理的には國內においても同一の商品が生産

22) Schüller . a. a. O. S. 127.

し得られる場合と同様に、消費者利益は常に生産者不利益と對立するからである。しかしこの場合には貿易の効果は次に述ぶる要素によつてのみならず、代用可能性の程度によつても決定せられることは勿論である。

第二に國內生産の可能な商品については、(イ)自由貿易の下に於ても國內生産が可能な場合と、(ロ)自由貿易の下に於てはそれが不可能であるが、保護貿易の下に於ては可能な場合とが區別せられねばならない。

自由貿易の下に於ても國內生産の可能な商品においては、貿易の利益および不利益の相對的割合が國內の生産費差異によつて決定せられることは既に指摘せる通りである。すなはちこの種の商品にあつては、生産費差異が大であればあるほど、自由貿易によつて齟らされる生産不利益は消費利益に比して益々小であり、これに反し生産費差異が小であればあるほど、自由貿易の不利益はその利益に比して益々大である。それ故に前者に於ては自由貿易が有利であり、後者に於ては保護貿易が有利である。<sup>23)</sup>

自由貿易の下に於ては國內生産は全面的に壓迫せられるが、保護貿易の下に於ては國內生産の可能な商品に於ける貿易政策的判断は、二個の規準すなはち外國の優越性と國內の生産費差異の大小に基いてなされねばならない。何となればこの場合には、保護貿易の下に於ける生産利益と自由貿易の下に於ける消費利益とが比較されねばならないからである。而して保護貿易の下に於ける生産利益は生産費差異が小であればあるほど大であり、且つ自由貿易の下に於ける消費者利益、従つて保護貿易の下に於ける消費者不利益は外國の優越性が小であればあるほど小である。それ故にかゝる商品に於ては保護貿易が有利である。これに反し外國の優越性が大であり、且つ國內の生産費差異が大なる商品に於ては自由貿易が有利である。<sup>24)</sup>

六、

以上はシュネラーの保護貿易論の骨子である。彼の主張は生産費差異の大小から貿易の利益および不利益に關す

23) Schüller; a. a. O. S. 129 ff.

24) Schüller; a. a. O. S. 132-136.

る判断を導き出し、以て保護貿易政策を積極的に基礎付けんとする部分と、生産轉換に於ける摩擦損失及び休閒生産手段の觀念を導入することによつて自由貿易論を反駁し、以て保護貿易政策を消極的に基礎付けんとする部分とから成つてゐる。吾々は先づ彼の議論の積極的部分の吟味から始めよう。

(1) シュラーの積極的主張に對する批判。

シュラーの議論に於ける最も根本的な缺陷は、消費者利益に對應せらるべき生産者不利益の評価を誤つてゐる點にある。彼が消費者利益は價格の低下に相應すると言ふ場合の消費者利益とは、當該商品の消費者がその商品の價格低下によつて利得する貨幣節約額である。かゝる利益に對應せらるべき生産者不利益は生産者が價格低下によつて蒙る純収益（譯者註）（譯者註）の減少分でなければならぬ。

しかるにシュラーは輸入國に於ける輸入財生産部門の生産減退量を以て生産者不利益と認め、これを消費者の貨幣節約額と對比せしめてゐる。吾々はこの點にバローネとシュラーの根本的な相異を發見するのであるが、<sup>25)</sup> シュラーは何故に生産者の純収益ではなくして生産量の増減によつたであらうか。惟ふにそれは保護貿易政策の國民、經濟的、有利性を證明せんとせる彼の一貫せる意圖に基くものであらう。

貿易政策の國民經濟的判断は、一部の生産者群の私經濟的な純収益（企業利潤または生産者餘利）によつてはななくして、國民總生産または國民總所得によつてのみ可能である。古典派に於ける貿易政策上の判断が専ら國民總生産の最大化の見地からなされてゐることは周知の事柄である。然し乍ら國民總生産の増減に對する判断は單に一生産部門に於ける生産増加または生産減少からすることは全く不可能であつて、それは國民經濟のすべての諸

25) ハルムスはシュラーの保護貿易論を „Kostendifferenz=Schutzolltheorie“ と呼んでゐる。Harms: Die Zukunft der deutschen Handelspolitik, S. 200.

26) Barone; Grundzüge der theoretischen Nationalökonomie Teil III

27) Haberler; a. a. O. S. 190.

部門に於ける生産状態を取扱ふことによつて始めて可能である。關稅は輸入財生産部門の生産を増加せしめる。けれども他方に於てその生産増加は他の部門(輸出財生産部内)からの生産要素の引上げ、従つて他の部門に於ける生産減退を齎らすであらう。それ故にシユラーの生産利益には他の部門の生産不利益が對照せられねばならない。しかもこの比較對照はシユラーの採用してゐるが如き部分均衡の方法を以てしては全く見込なき業である。部分均衡の方法による限り、吾々は當該生産部門の生産者利益と消費者利益との比較を以て甘んずる外はない。しかもそこで得られるものは單に貿易政策上の部分的判斷にすぎない。

部分均衡の方法の限界性を明確にし且つ關稅による當該部門の生産増加を直ちに國民經濟的利益と混同せず、どこまでも當該生産部門の生産者利益として正當に評價するとき始めて、吾々は部分均衡の方法を正當に貿易政策的判斷に利用することが出来る。それは周知の如くバローネによつて企てられてゐるが<sup>28)</sup>こゝではバローネの主張を詳細に繰返す必要はない。

こゝではたゞ特定商品の貿易から貿易當事國が受ける利益は貿易量に依存するものであること、及び貿易量は、他の事情が等しければ、供給の弾力性が小であればあるほど(シユラーの言ふ生産費差異が大であればあるほど)小となるものであることを指摘すれば足りる。それ故に吾々はシユラーの命題とは反對に『他の事情が等しければ供給の弾力性が小であればあるほど輸入の利益は小であり、前者が大であればあるほど後者もまた大である。けれども貿易は常に多かれ少なかれ利益である。』<sup>29)</sup>と言ふべきである。

シユラーは常に需要の弾力性が一定であるとの假定に立ち、單に供給の弾力性の大小のみから貿易の利益及び不利益を判斷してゐるけれども貿易の利益は供給の弾力性のみならず需要の弾力性にも依存する。<sup>30)</sup>それ故に假令シユラーの主張全體がすべて正しいとしても、それが片手落ちの議論であると言ふ批難を免れることは出来ない。

28) Barone; a. a. O. S. 104 ff.

29) Harrod; International Economics p. 33; Lehfeldt; Tariffs and the Distribution of Foreign Trade; Economica No. 21. Dec. 1927 p. 281 參照

30) Harrod; ibid. p. 35 ff.

(2) シュラーの消極的主張に對する批判。

シュラーの消極的主張すなはち自由貿易論に對する反駁は、生産轉換に伴ふ摩擦損失及び休閒生産手段の存在と言ふ二つの根據に立脚してゐる。この二個の根據はシュラーの論理に於て密接に關聯してゐる。

輸出を増加するためには輸出財の生産を擴張しなければならぬ。それは他の部門（輸入財生産部門）からの生産要素の移動を必要とする。しかるに生産要素のあるものは多かれ少なかれ特殊性を持つが故に、この生産要素の移動に際し摩擦損失が生ずる。それ故に生産の轉換が假令相對的に良好なる條件の存在する部門の方向へ行はれる場合ですら一の國民經濟的な損失が生ずる。シュラーが上の如く言ふならば、吾々は直ちに次のごとく反問することが出来る。關稅によつて輸入財の生産増加を計るためには、他の部門（輸出財生産部門）から生産要素が引上げられねばならない。しかるに生産要素のあるものは多かれ少なかれ特殊性を持つが故に、この生産要素の移動に際し摩擦損失が生ずる。故に關稅による生産増加は常に一の國民經濟的な損失と結び付く。

そこでシュラーは休閒生産手段と言ふ武器を拉し來る。關稅によつて輸入財の生産増加を計るためには、必ずしも輸出財生産部門の生産要素を煩らす必要はない。生産諸要素は如何なる國に於ても完全には利用せられて居らず、それを必要とする生産部門の擴張のために利用せらるべく待つてゐる。關稅はこの休閒生産手段を生産過程に導き入れることによつて國民總生産を積極的に増加せしめると。しかしシュラーのこの武器は却つてシュラー自身に向けられ得る。輸出のために輸出財生産を擴張するに際し、必ずしも輸入財生産部門の生産要素を煩らす必要はない。吾々は輸出財生産部門の休閒生産手段を生産過程に導き入れることによつて國民總生産の積極

的增加を計ることが出来る。

シユラーの根本的誤謬は生産轉換に伴ふ摩擦損失を國民經濟的損失と考へた點にある。外國の競争のために特定商品の價格が低落し、その生産部門が壓迫されるときは、その部門の特殊的生产手段の價值が減價され、従つてその所有者の所得が減少することは否み得ないことである。しかしこの事實はハーバラーが正當に指摘してゐるごとく『單に社會生産物の分配の變化を反映するにすぎず、何等國民所得の損失を意味するものではない』<sup>31)</sup> 價格機構が自由競争的に機能すると言ふ前提に立つ限り<sup>32)</sup> 生産物價格の低下に應じて特殊的生产手段の價值、すなはち地代及び準地代 (Quasi-rent) は零にまで減價せられる。しかし企業者はその場合直ちに企業を閉鎖することなく、流動的失費に對して支拂ひうる限り企業の運轉を持続する。従つて企業家の個人的所得は減少するが社會生産物は減少しない。それは確かに企業家の私經濟的損失ではあるが國民經濟的損失ではない。企業家の損失には消費者の利益が對應する。<sup>33)</sup>

價格低落による衝撃に對し地代及び準地代の緩衝帶によつて保護されてゐない限界經營を考慮に入れるならば、吾々は價格の歩一歩の下落に伴つて限界經營が次々と排除せられ、その生産部門の國內生産量はそれだけ減少すると言はねばならない。しかしこのことはその生産部門の限界經營が可動的生産要素、すなはち他の用途に於ても利用されうる生産要素に對し、その價格を支拂ひえなくなつたことを意味する。可動的生産要素はこの限界經營を去り他の部門に於てより生産的に利用されることとなる。それ故にこの場合、限界經營の閉鎖は何等國民經濟的損失ではない。『若し人々が例へば關稅または何等かの形態の公的手段の補助によつて、可動的生産手段をそれが國民經濟の他の部門に於けるよりもより小なる利益を擧げるにすぎない用途に人爲的に固着せしめるならば

31) Haberler; a. a. O. S. 135.

32) この前提が正確に妥當するのは物的なる特殊的生产手段についてである。勞働については自由なる價格機構は部分的に排除される。Haberler; a. a. O. S. 141 ff. 及び特に 190. ff.

33) なお關稅はなるほど消費者利益を直接に阻害するが、同時に國家收入を増加し間接に消費者を利益すると言ふ主張もまた許されない。何となれば關稅に

それこそ國民經濟にとつての損失である。<sup>34)</sup>

シュラーの休閒生産手段に關する議論は、より多くの問題に満ちてゐる。直ちに明らかかなことは休閒生産手段を承認すれば、生産轉換に於ける摩擦損失についての理論的根據を薄弱ならしめることである。何となればシュラーの主張のごとく、すべての生産諸部門に於て生産要素が常に多かれ少なかれ休閒状態にあるものとするれば、それだけ他の部門からの生産要素の移動が不必要となり、摩擦損失が問題とならなくなるからである。この點はシュラーに於ける明白な自己矛盾と言はねばならない。

若しシュラーの言ふ休閒生産手段なるものが技術的には利用可能であるが、經濟的には利用せられない生産手段を意味するならば、それはその生産部門が大なる生産性、従つて低き單位費用を有してゐる兆候である。關稅は勿論當該生産物の價格を騰貴せしめ、引いてはその部門の非収益的な生産要素にも價格を持たしめ、從來は經濟的生產要素として機能しえなかつた生産要素を生産過程に導き入れうる。しかしマツケンロートが指摘してゐるごとく『從來特定の生産手段が何等の價格をも持たなかつたと言ふことは、正にそれが有利に利用され得なかつたこと、經濟がそれを必要としなかつたことを證明するものであり、今やそれを生産に導入れることは生産手段の稀少性の増大せる兆候である』<sup>35)</sup>換言すれば經濟がより非収益的な生産手段を必要とするに至つたことを物語るものに他ならない。すべての技術的に利用可能なる生産手段が悉く利用されるごとき状態が假りに存在するすれば、それは經濟の變態(例へば戰時經濟)であり、甚だしき貧困の象徴である。

更にまたシュラーの言ふ休閒生産手段が經濟的に利用可能であるにかゝわらず、何等かの理由で休閒状態にある生産手段を意味するならば、それは例へば特定の部門に於て一時的に資本が不足するため勞働が休閒状態にあると言ふ場合のごとく、一時的な且つ特殊な現象としては考へ得られる。けれどもシュラーの言ふのごとく、すべての生産部門に於て常にかゝる意味に於ける休閒生産手段が存在せねばならぬ理由はない。

よる國家收入は常に消費者損失よりも小であるから。 Marshall; Principles p. 466 ff 參照。

34) Haberler; a. a. O. S. 138, 139.

35) G. Mackenroth; Zollpolitik und Produktionsmittelversorgung. Welt. Arch. Bd. 29 S. 89.